

まちづくり推進のための

こだい  
ら  
市民提言書



- 理想のまちをみつきたい -

2004年9月

ワークショップ「小平市まちづくり会議」

# 目 次

小平市に理想のまちを見つけたい .....	1
ワークショップ「小平市まちづくり会議」からの提言 .....	3
小平市の概要 .....	5
4つのグループ提言	
A ひとグループ .....	13
B 暮らしグループ .....	24
C まちグループ .....	35
D 自然グループ .....	81
ワークショップ「小平市まちづくり会議」関連資料	
1 経緯とスケジュール .....	92
2 参考関連資料 .....	94
3 まちづくりワークショップメンバー表 .....	97
ワークショップ 36 人からの一言 .....	98

## 小平市に理想のまちをみつけない

私たちは今、小平というまちに住んでいる  
しかしこのまちは、今だけあるのではない  
私たちの子々孫々に引き継がれるまちである  
だからこのまちを今以上に愛しみたい

理想のまちというと特別なものをつくるように思われる  
だが、理想のまちの根源は自然との共生である  
これまで人々はあまりにも多くの武蔵野の自然を破壊してきた  
人は自然の恵みの下に幸せがある

少子高齢化という社会はいやおうなしにしかもすぐ近い将来にやってくる  
高齢化は障害を持つ人が増えることでもある  
これからのまちは、地域の人々が助け合える社会  
福祉があたり前の社会である

まちで行き交う人々はあいさつを交わし  
それぞれに健康を気づかう言葉が行き来し  
あるいは子供や孫たちの近況を尋ねあい  
子供たちの元気な遊び声に満ちあふれるまち

精神的な豊かさと人間関係が大切にされるまち  
青少年の非行もなく、凶悪犯罪もないまち  
自分らしく安心して暮らし生き生きと働けるまち  
それは愛しみあふれるガーデンシティである

私たちがここで暮らしたいと望むことを、一つずつでも実現することが、理想のまちづくりに近づくことではないだろうか。

そしてまちづくりは決して一人で出来るものではなく、そこに住む市民のみんなが努力しなければならないことだ。

また市民だけでも出来ることではない。行政との協働がなければ実現は不可能である。しかも施策は持続的な仕組みを持たなければならない。

小平市には、武蔵野の面影を残す豊かな自然遺産がたくさん存在する。

小平市に理想のまちを実現させたい。

緑豊かで落ち着いた静かな住環境を実現し、そこに住む私たちだけではなく区域の外から来た人々にとっても心の安らぐバリアフリーのコミュニティ。

子供たちが健やかに育ち高齢者が安心して暮らせる環境づくりと、青少年も含めその地域の人々がみんな福祉にたずさわれるまち、これこそが持続可能な社会である。

これまでのまちづくりは、必ずしも住む人たちの意向や意見は尊重されず、往々にして行政主導の計画で進められてきた。だから時には地域の人々にとって破壊でしかない施策も見られた。

歩道と称して身体障害者や高齢者はもちろんのこと、健常者にとってもバリアでしかないものが作られたケースさえある。形式的な施策は不必要であり、心の通った施策が望まれる。

財政といえば、国も地方も消しがたいような赤字を抱えている今日、国民や住民が本当に望んでいる財政支出とはどんなことなのか。

施策というものは時の流れと共に変わってこそ生きるのである。一度策定されたものは変えられないという今日までの行政のあり方が、市民や住民との摩擦の根源になってきた。

市民のための、住民のためのまちづくりには、市民・住民の意向が十分反映されなければ決してよいまちづくりは実現しない。

さあ、心豊かに、元気で生き生きと暮らせるまち。いつの時代にも輝ける自然との共生が実現しているまち。そんなまちづくりにみんなで工夫し協働しようではないか。

## ワークショップ「小平市まちづくり会議」からの提言

私たちワークショップ「小平市まちづくり会議」は、第3次長期総合計画に向けて提言をいたします。

この提言が、新しくつくられる第3次長期総合計画の中に、どれだけ、どのように取り入れられるのか、注意を払って見つめてゆきたいと思います。また、市当局、市議会議員のみなさんが、私たちの熱い願いを真摯に受けとめ、現実の市政にすぐにも生かしていただけるよう切に期待しております。

公募に応じた私たちは、短期間にもかかわらず、討論によって市政に対する意見や要望を、一人一人の熱意によってまとめました。こうした共同作業を通じて、私たちは市民の連帯を深めることができました。市民の生の声を市政に届ける貴重な機会でもありました。このように、ワークショップ形式の採用はきわめて積極的な意義があります。今回のワークショップ「小平市まちづくり会議」も、第3次長期総合計画の策定に向かう、行政と市民の協働・相互理解の第一歩と位置づけることができると思います。

さらに、国政および地方自治の動向について見てみると、1999年7月の地方分権一括法の公布、住民自治の強化・充実を目的とした2002年3月公布の地方自治法の一部改正に見られるように、今後地方分権化が一層進み、各地方公共団体の独自性が強く問われる時代になることが明らかな状況にあります。自らのまちは自らの手で治めるというのが、これからの地方自治の基本となります。

これらのことを踏まえて、小平を真に市民のための魅力あふれるまちにするために、われわれが解決しなければならない課題を、私たちは、以下にまとめて小平市に提言いたします。

そして同時に、私たちは、これらの課題を自らの手で解決していくために、互いに協力して活動していきます。

### 1. 「市民と市との協働、市民参加のまちづくり」の推進

まず初めに、最も基本的な底流にある課題は、「市民と市との協働、市民参加のまちづくり」の推進にあります。いわゆる、「いつでも・だれでも・ひとりでも」参加できるまちづくりの仕組みを作り上げることが肝要です。この点に関して先進的な取り組みを展開している三鷹市に学ぶことが多いと思います。市民が自発的に組織した「みたか市民プラン21会議」と三鷹市は、協働で三鷹市の基本構想の見直しと、第3次基本計画の策定を行っています。まずはこれを手本に市民と市が、一步踏み出すことが必要であると考えます。早急に準備会を組織し具体的な行動に移すことを提案いたします。

## 2. 住民参加を保障する「条例」づくり

小平市では、「市民参加の推進に関する指針」を1998年に決めています。これは市政運営上の指針であって、住民参加を条例によって制度的に保障しているものではありません。今は、「市民参加を認めるべきかどうか」の段階から「市民参加によって、何をどのように変えるか」の段階に移ったといえます。小平市はこれを機会に、多くの自治体で制定している「自治基本条例」「市民参加条例」「まちづくり条例」のような、住民参加を保障する条例をつくる必要があると考えます。

条例のおもな内容は

- ・住民のまちづくりに参加する権利を明文化する
- ・情報公開、説明責任を強化し明確化する
- ・まちづくりの計画策定・実施・評価過程等への住民参加の規定を制定する
- ・行政評価とその公開制度を制定する
- ・重要事項について直接住民投票の制度を制定する

などが挙げられます。

そのために、

- ・住民有志の勉強会、準備会の開催
- ・市との協働検討

を始めることを提案します。

## 3. まちづくり「総合窓口」の創設

また、このワークショップで感じたことは、「まちづくり」という同じテーマでありながら、市の複数のセクションで講座や企画を行っています。一本化した「総合窓口」を創設することが緊急の課題だと思います。

## 4. 財政運営の効率化、健全財政の運営

情報化技術を積極導入して市の業務の大幅な効率向上を図ると共に、市民への迅速かつ広範な情報公開の仕組み作りを実現すること、さらに先を見た地域情報化のビジョンをまとめていくことも重要です。

さらに、民間企業経営の手法を導入した財政運営の効率化、健全財政の運営の徹底も重要です。

以上の4点は、グループごとの提言とは別に、リーダー会の討論を通じてまとまった総意です。ぜひともご検討ください。

## 小平市の概要

### 小平市の位置づけ

#### 東京構想 2000 (構想期間: 2001 ~ 2015 年)

東京都の長期的な将来構想として策定されたもので、その中で小平市は、「多摩東部ゾーン」の中に位置づけられています。

多摩東部	地域特性としては、都心への良好なアクセスと武蔵野の緑に恵まれ、活力あるまちが魅力と文化を発信する地域です。
------	---



図 多摩の将来像 2001 (東京都)

### 小平市をとりまく情勢

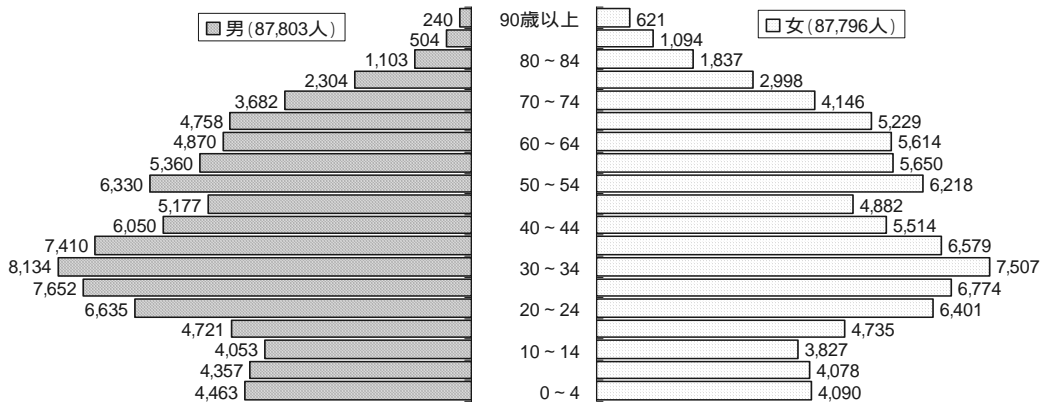
小平は、東京の西の郊外にあって緑豊かで落ち着いた静かな住環境に恵まれたまちです。多くの大学や教育機関があり文教的・文化的にも恵まれた環境にあります。また、都心にあるオフィスや文化施設、商業地域へのアクセスも比較的便利にでき、同時に奥多摩に代表される奥深い自然へも容易にアプローチできるという優れた立地条件を有しています。このように恵まれたバックグラウンドを持つ小平は、今後の市政および市民のあり方によっては、首都圏の中で、21世紀に向けて最も発展性のある明るい未来を有する市のひとつと言えます。

しかし、小平市の現状を見るに、住民の意思を無視し利益追求を優先する大規模開発が近年多発しており、小平の落ち着いた静かな住環境を破壊する動きが各所で顕在化してきています。また、財政に関する見通しも必ずしも楽観を許されない状況にあります。社会全体の少子・高齢化の趨勢に伴い、税収の減少と福祉・保健を中心とした民生費負担増大は避けられず、歳出構造の見直しが不可避の状況にあると言えます。

# 人口

小平市では、

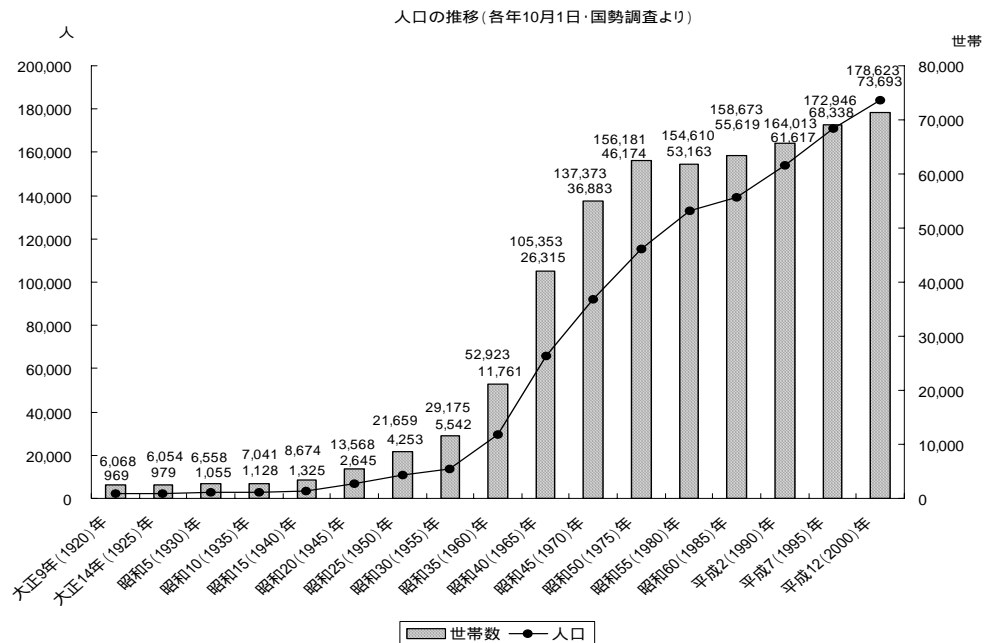
人口構成を見ると、男女ともに 30～34 歳が最も多くなっている。



平成 15 年 1 月 1 日現在

統計書 (平成 14 年版)

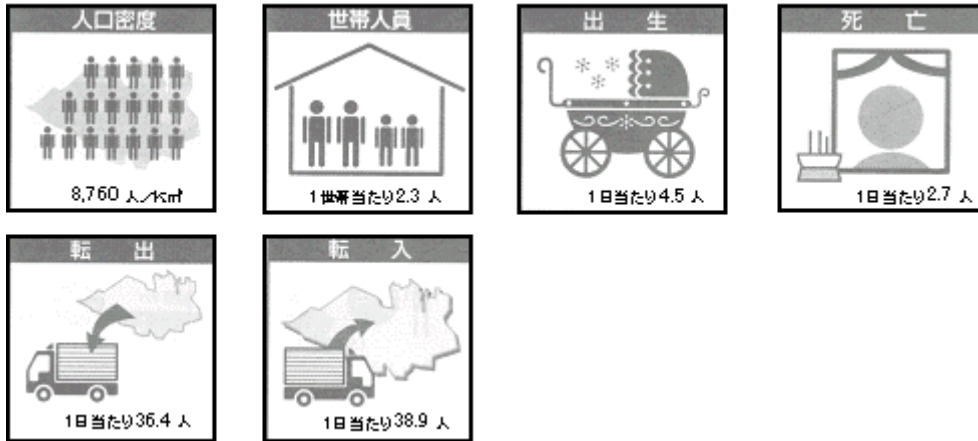
昭和 40 年から 60 年にかけて、人口、世帯数の増加が著しくなっている。近年も世帯数の増加は続いている。



国勢調査結果報告



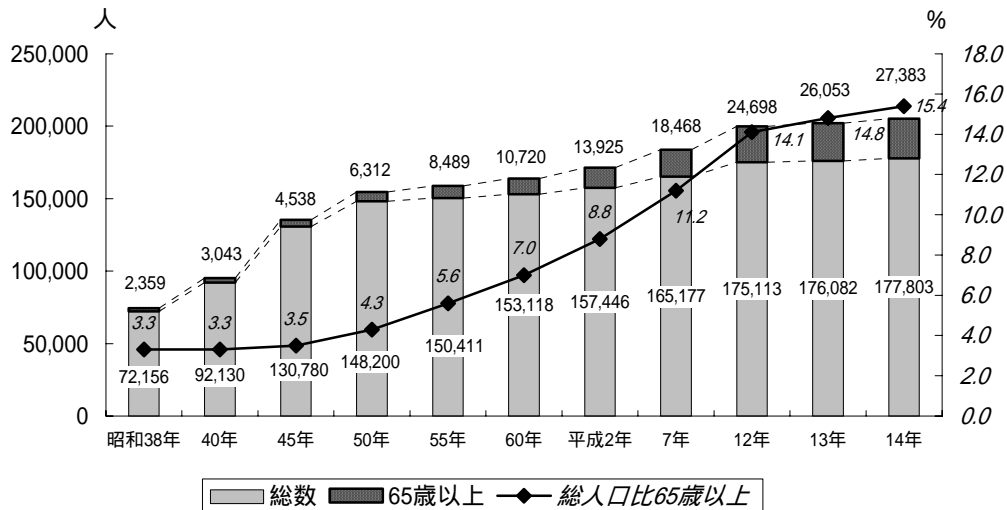
小平市の人口に関するその他の特徴としては、



統計書（平成 14 年版）

人口の総数に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合は、昭和 38 年には 3.3% だったのが、平成 14 年には 15.4% となり、約 40 年の間に 5 倍近くも増加している。

高齢者人口の推移(各年1月1日)

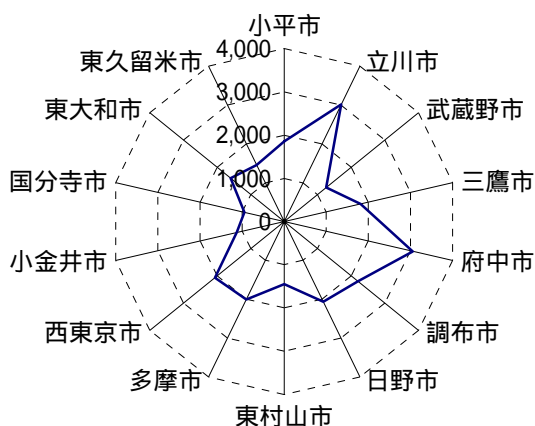


新地域保健福祉計画（平成 15 年 3 月）

## 子育て環境

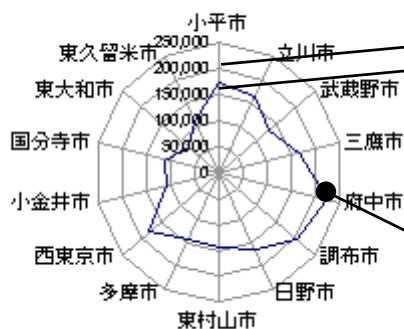
保育所の定員数は府中市の 3,055 人が最も多く、次いで立川市、調布市、日野市、西東京市、多摩市と続く。小平市は 1,852 人の定員をもち、多摩地域で 7 番目となっている。

保育所の定員数(人) 平成 14 年 4 月 1 日現在



社会福祉統計年報(平成 13 年度)

### レーダーチャートの見方

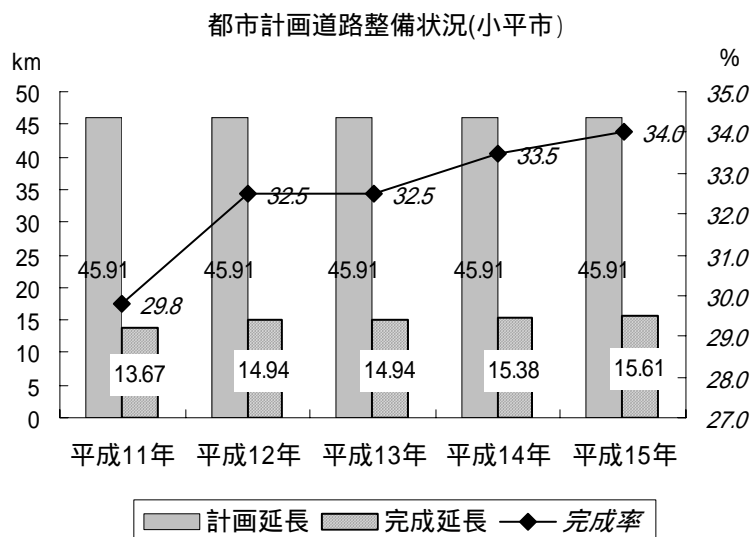


例えば、小平市の人口について見た場合、20 万と 15 万のちょうど真中(17.5 万)くらいに、濃い線がきています。小平市の人口が、17.5 万人くらい(17 万 8 千人)であることを示しています。

濃い線

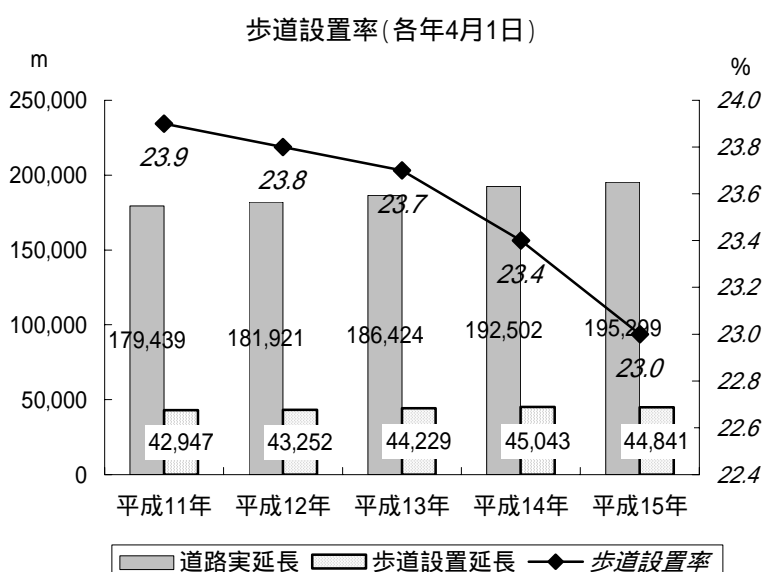
## 都市基盤

都市計画道路の整備状況は、多摩地域全体、小平市ともに完成率は年々上昇傾向にある。多摩地域全体では5割を超えるのに対して、小平市の整備率は3割程度である。



東京都都市計画局資料

小平市全体の道路実延長に対する歩道設置延長距離を示す「歩道設置率」は、わずかながら年々減少傾向にある。これは、道路の整備が進む一方で、歩道の整備された道路の整備が少ない傾向にあることを示している。

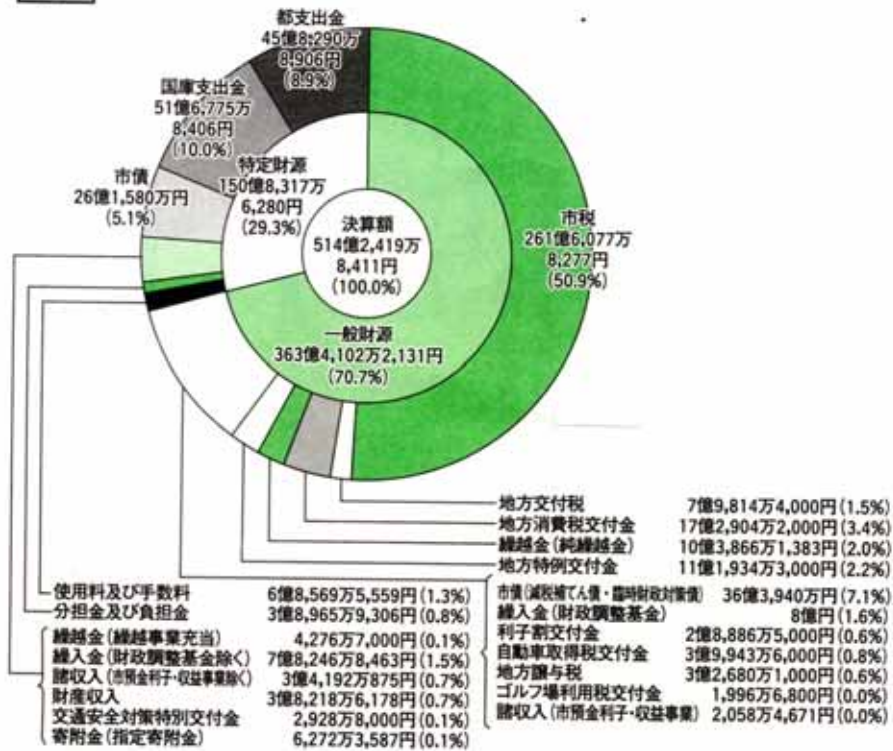


道路管理課資料

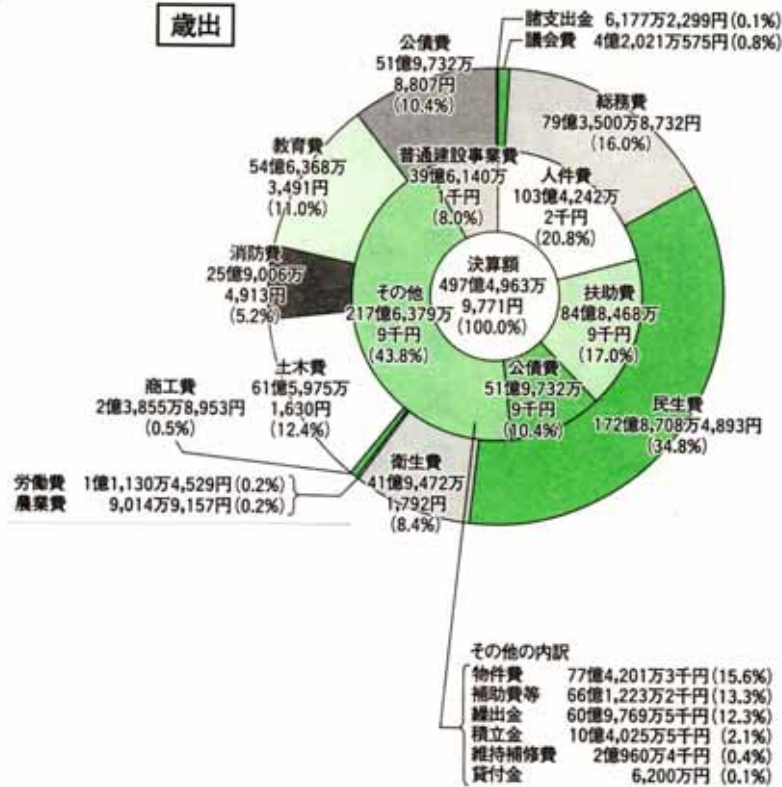
財政

一般会計予算内訳

歳入



歳出



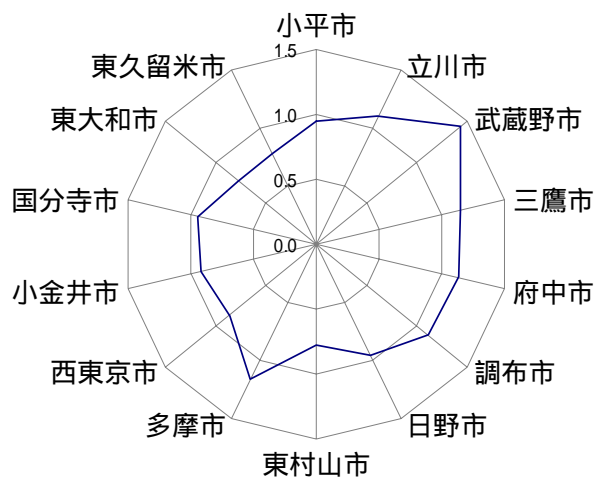
市報こだいら(平成16年9月20日号)

多摩地域内で財政力指数が最も高いのは、武蔵野市の 1.432 である。これに、多摩市、三鷹市、府中市、調布市、立川市の 5 市が続き、ここまでが 1.0 を超えている。小平市は 0.949 で 1.0 を下回っている。

財政力指数とは：財政力の強弱を示すもので、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを図るもので、指数が高いほど裕福な団体となる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額 (3ヶ年平均)}$$

財政力指数

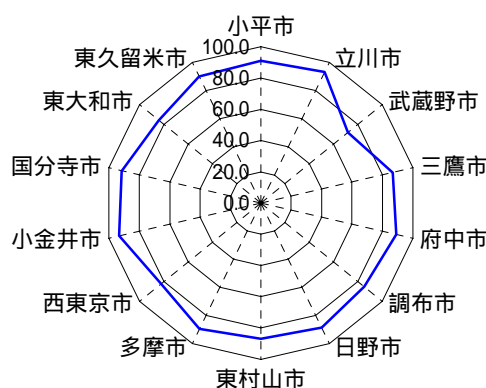


「平成 13 年度 市町村決算状況調査結果」東京都総務局行政部市町村課 (H14.12 発行)

多摩地域内で経常収支比率が最も低いのは、武蔵野市であり、唯一の7割台(71.8%)となっている。小平市は、90.9%と若干高い。

経常収支比率とは：財政の健全性を判断できる指標で、この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しい状況を示す。都市部では、70～80%くらいにとどまるのが望ましいとされる。

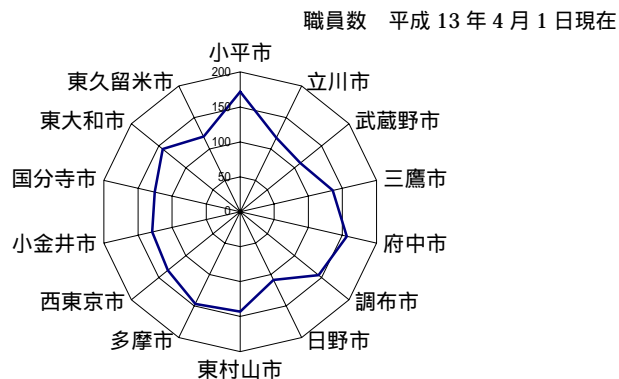
経常収支比率(%)



「平成13年度 市町村決算状況調査結果」東京都総務局行政部市町村課 (H14.12 発行)

多摩地域内で、職員一人あたりの人口が最も高い数字になっているのは小平市の172人である。

職員一人あたりの人口(平成14年1月1日現在)



「東京都区市町村年報 2001(第29号)」東京都総務局行政部 (H14.5 発行)

## A ひとグループ

### 目次

テーマ1：子育て（幼児期の子ども）..	14
テーマ2：子育て（学童期の子ども）..	16
テーマ3：介護 .....	20
テーマ4：生涯学習 .....	21
テーマ5：健康づくり .....	22

## テーマ1：子育て（幼児期の子ども）

### 理想のまちの姿

#### ～ 子どもは未来の宝（1） ～

1. 小平市は「子育てのしやすいまち」と言われるような、様々な場所で子どもと親を支援し、見守る体制ができているまち。
2. 子育ての負担を軽減し、安心して子どもを生き育てられる環境が整備されているまち。

### 実現に向けての方針

1. 乳幼児の子育て支援の充実を図る
2. 家庭教育への支援を進める
3. 親同士のサポートネットワークの確立を図り、支援を進める
4. 安全な道路や公園の整備を進める（事故や犯罪の防止）
5. 障害を持つ子どもための支援を進める
6. 虐待を受けている子どもたちへの支援を進める
7. 各サービスに対して、市民が相談しやすいシステムを整備する
8. 異年齢の交流による子育てを進める

### 具体的な方法・アイデア

1. 乳幼児の子育て支援の充実を図る
  - (1) 待機児をなくすため、保育園の充実と増設を図る。
    - ・ 保育士の低年齢化を防ぎ、ベテランの保育士を配置する。
    - ・ 子育て経験者を活用し、保育士の負担軽減を図る。
    - ・ 保育園の施設を整備し、安心して子どもを託すことができる環境をつくる。
    - ・ アレルギーなどに対応した食事作りができるよう、保育園の給食設備を整え、栄養士を確保する。
    - ・ 親の就労を保障するために、待機児を出さないようにする。
    - ・ 保育料の高額化を防ぎ、子育て世帯の負担を軽減する。

参考資料1	保育園待機児童数						2004年8月1日現在	市児童女性部保育課調べ
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	計	
認可園入所希望	3	4	19	68	43	29	166	
認可園入所ただし転園希望	10	5	10	12	18	7	62	
	13	9	29	80	61	36	228	

- (2) 医療費の無料化の所得制限をなくして、すべての子どもを対象にする。



( 3 ) 子どもを連れて出かけることに負担を感じさせないよう、施設の充実とサービスの充実を図る。

## 2 . 家庭教育への支援を進める

( 1 ) 生後 1 年まで定期的に保健師を家庭に送り、子どもと親の状況を行政が見守り、フォローする。

( 2 ) 保健所や健診時などにおける子育て相談を充実させる。

・夜間でも対応ができるよう民間団体との協力を図る。

・職員の研修を充実し、カウンセリングマインドを意識する。

( 3 ) 子育て講座の充実のために、対象世帯には、はがきやメールを利用して参加を促す。

## 3 . 親同士のサポートネットワークの確立を図り、支援を進める

( 1 ) 親が孤立せず、地域の一員として活動していく基盤づくりを応援する。

( 2 ) 子育てサークルや地域の子どものためのサークルを積極的にバックアップする。

( 3 ) 公民館の保育室や地域センターの遊戯室を充実する。

## 4 . 安全な道路や公園の整備を進める（事故や犯罪の防止）

( 1 ) 交通量が多い道路には、すべて歩道を整備する。（特に通学路）

( 2 ) 公園の整備と犯罪防止のための警備体制を確立する。

( 3 ) ベビーカーでの外出がスムーズに行えるように、施設や駅などのスロープの確保とエレベーターの設置を図る。

## 5 . 障害を持つ子どものための支援を進める

( 1 ) 障害を持つ子どものための通所施設を増設し、充実を図る。

( 2 ) 障害を持つ子どもの親のサポート体制を確立する。

( 3 ) 保育園や幼稚園での受け入れ体制を整える。

## 6 . 虐待を受けている子どもたちへの支援を進める

( 1 ) 養護施設の設定や職員の増員、グループホームの設定。

( 2 ) 虐待問題に関わる関係機関のネットワークの構築。

・予防、初期介入を効果的にするための訪問チームを作る。

・児童相談所を中心に、ケースに応じた柔軟なネットワークづくりのシステムを確立する。

## 7 . 各サービスに対して、市民が相談しやすいシステムを整備する

( 1 ) 公的な施設にはすべて、市民の声を聞くポストを設置。

( 2 ) インターネットを活用して、サービスの広報をし、また利用者の声を聞く。

8. 異年齢の交流による子育てを進める
  - (1) 子どもと高齢者の交流が図れる機会を増やす。
  - (2) 高齢者の施設と保育施設や遊戯施設を併設する。

## テーマ2：子育て（学童期の子ども）

### 理想のまちの姿

#### ～ 子どもは未来の宝（2） ～

1. 緑や自然と大人たちの見守りの中で、子どもたちが自分の力で遊び、学び、育つまち。
2. 学校・家庭・地域が一緒になり、子どもたち一人ひとりを大切に育てられるまち。
3. 子育て世代同士や親や子も共に育つ。若い世代と高齢者世代が気軽に交流しあえ、「子育て」が楽しくなるまち。
4. すべての子どもたちが、行き届いた保育・教育を受けられるまち。
5. 子どものこと・子育ての悩みなど、いつでもどこでも相談できる窓口があり、「子育て」にやさしいまち。

### 実現に向けての方針

1. 開かれた学校、教育行政めざして、子ども、教職員、保護者、市民、地域、みんなが学校づくりを進める
2. 子どもたちがのびのびと学び、育つための学校・教育環境を整備する
3. 家庭への子育て支援を進める
4. 家庭や学校以外の子どもの居場所づくりを進める
5. 乳幼児期から青年期を見通した子育て支援を進める

### 具体的な方法・アイデア

1. 開かれた学校、教育行政めざして、子ども、教職員、保護者、市民、地域が、みんなが学校づくりを進める
  - (1) 学校施設の地域開放と、余裕教室の活用
    - ・「地域交流室」など、子どもと地域の人の、特に高齢者とが交流できる場所提供。運営についても子ども、保護者、地域の方たちの意見をもとに進める。
    - ・校庭や施設の個人開放と、土日や夜間の開放。

(2) 不登校への対応

- ・「地域交流室」などは、教室登校が困難な子どもが、教室以外の参加しやすい教育の場としても位置づける。

参考資料2 不登校児童・生徒の推移 市教育委員会指導課

年 度	小 学 校				
	児童総数 A	長 欠 児 童 数			割合 B / A (%)
		男	女	計 B	
平成 10 年度	8,856	24 (3)	18 (6)	42 (9)	0.47
平成 11 年度	8,813	21 (6)	26 (5)	47 (11)	0.53
平成 12 年度	8,928	13 (5)	19 (6)	32 (11)	0.36
平成 13 年度	9,079	21 (2)	21 (1)	42 (3)	0.46
平成 14 年度	9,231	31 (7)	21 (2)	52 (9)	0.56

年 度	中 学 校				
	児童総数 A	長 欠 生 徒 数			割合 B / A (%)
		男	女	計 B	
平成 10 年度	4,125	73 (17)	46 (4)	119 (21)	2.88
平成 11 年度	3,998	67 (11)	37 (5)	104 (16)	2.60
平成 12 年度	3,907	55 (5)	43 (4)	98 (9)	2.51
平成 13 年度	3,886	59 (8)	57 (4)	116 (12)	2.99
平成 14 年度	3,863	65 (9)	73 (11)	138 (20)	3.57

学校基本統計調査の長欠児童・生徒のうち「不登校」を理由とする者。  
年間30日以上欠席者で、( )内は30日から49日までの欠席者で内数。

(3) 学校給食の自校方式を中学校まで実施拡大

- ・地元農家との連携により、生産者の顔が見える安心な食材確保と、自校方式でより身近な「食育」の場をつくる。
- ・学童農園実施により、「食」「農」への親しみや関心を育てる。

(4) 学校運営や行事については、子どもや保護者、地域の声を広く聞いて進める。

2. 子どもたちがのびのびと学び、育つための学校・教育環境を整備する

(1) 学級規模の検討

- ・一人ひとりに適切な指導ができるよう、「30人学級」など1クラスあたりの子どもの人数を減らすことを検討。複数担任制導入の検討。

(2) 子どもに関わる専門家を各学校現場に配置し、子どもや教職員をサポートする

- ・不登校への対応として、また、子どもや保護者、教員などの悩み相談窓口と専門家をすべての小中学校に配置。スクールカウンセラー、学校図書館司書など。

(3) 教員の資質向上のための研修の充実

(4) 特別な配慮が必要な子どもたちへの学習・教育支援

- ・障害児学級の受け入れ体制の充実。
- ・LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)などの子どもたちの現状把握をする。また、教員や保護者が気軽に相談できる専門家を配置する。

## (5) 人権・平和教育の推進

- ・「非核都市宣言」のまちにふさわしく、条例化するなど、平和学習を位置づける。
- ・学年に応じた指導による子どもの権利条約（児童憲章）普及と推進。

## 3. 家庭への子育て支援を進める

## (1) 子育て家庭への、在宅訪問含めた支援の充実

- ・保健所や民生委員との連携で、幼稚園や保育園に在園していない家庭への訪問を行う。
- ・「子育て支援センター」の拡大、充実を図る。

## (2) 子育てに関する様々な親のネットワークへの支援（PTA、不登校の子をもつ親の会など）

- ・会場の確保や、学習会などへの講師派遣。

## 4. 家庭や学校以外の子どもの居場所づくりを進める

## (1) 学童クラブの充実

- ・労働条件を向上させつつ、職員を増やし、安定した保育を進める。
- ・障害児含め、受け入れ年齢と受け入れ枠の拡大を進める。
- ・施設拡大など、設備充実を図る。

## (2) 子どもたちが歩いていける範囲に児童館を建設

## (3) 商店街の空き店舗などを利用した「地域談話室」の設置

- ・商店街や自治会など、地域住民との協力による運営を図る。

## (4) 緑や自然を守り、子どもたちが自然に親しむ環境をつくる

- ・用水の整備と、それを生かした環境（ビオトープなど）づくり。

## (5) 子どもたちにとって安全で使いやすい（利用しやすい）自主的な遊びの広場

- ・企業跡地など利用した、自然な広場。サッカーなどができる広い公園。

## (6) 中高生の居場所づくり

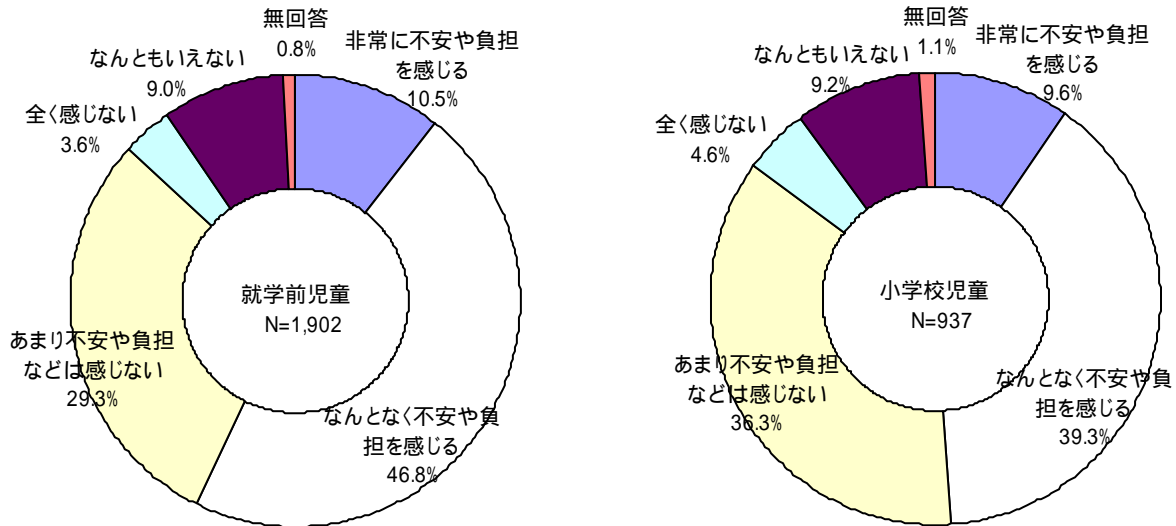
- ・指導員配置のもとで、子どもも参加し、運営するたまり場。
- ・公民館や地域センターに、防音設備の部屋や音楽スタジオなど設置。

## 5. 乳幼児期から青年期を見通した子育て支援を進める

## (1) 乳幼児期から大人の生活を背負い生きる子ども、落ち着きのない子や学級崩壊など取りざたされる中、幼児期から学童期への移行を丁寧に見ていくことが求められる。

- ・幼稚園、保育園、小学校の「三者連絡会」など設置し、それぞれの立場で、問題点や求められていることなどを交流する。
- ・行政は、地域や学校で子どもたちを見守るネットワークづくりを支援する。

子育てに関して不安感や負担感などを感じていますか？



家の近くの子どもの遊び場について日頃感じることは？（3つまで）

就学前児童 N=1,902

1位	雨の日に遊べる場所がない	63.3%
2位	遊び場周辺の道路が危険である	28.1%
3位	思い切り遊ぶための十分な広さがない	24.1%
4位	道具などの種類が充実していない	23.7%
5位	遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	13.0%

小学校児童 N=937

1位	雨の日に遊べる場所がない	58.4%
2位	思い切り遊ぶための十分な広さがない	43.0%
3位	遊び場周辺の道路が危険である	28.6%
4位	道具などの種類が充実していない	16.8%
5位	遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	14.3%

## テーマ3：介護

### 理想のまちの姿

#### ～ 安心して介護が受けられるまち ～

1. ホームヘルプサービスなど様々なサービスを利用している市民の生活を「普通の生活」と、とらえられるまち。
2. サービス利用者の「生活の質」を十分考慮した支援を進めていくまち。
3. 介護保険制度等については、法律できまっただけで改善し難いことも多くあるが、国・都の動向を重視することのみに終始すべきではなく、「自主性を活かしていくこと」「必要な要望を国・都へ伝えていくこと」も大切である。（参考：「地方自治法」では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」としている。）

### 実現に向けての方針

1. 自立生活を支援するために在宅福祉サービスを充実させる。
2. 介護保険で不足するサービスについては補完を進めるとともに、ニーズの掘り起こしを行っていく。また、一人ひとりのニーズを踏まえ、きめ細かな対応を進めていく。
3. 介護保険のサービスを充実していくと同時に、利用者の意見を取り入れながら、利用者相互のネットワークも利用し、わかりやすい情報提供を進めていく。

### 具体的な方法・アイデア

1. 公共施設、道路等のバリアフリー化、障害者用トイレの設置を進める。
2. 総合的な相談窓口を設置する。また、窓口では「優しい（親切的な）対応」を心がける。
3. パワーリハビリ等の介護予防事業を推進する。（パワーリハビリとは、機器を使って体を動かし、筋肉や神経が忘れかけた日常生活動作や行動意欲を改善させる高齢者向けのトレーニング）
4. 高齢者にもわかりやすい福祉情報が掲載されたパンフレット等を作成する。
5. 健康な高齢者もたくさんおり、高齢者を活用しながら地域での見守り活動を進める。

6．行政だけではきめ細かい対応は難しい。これからは地域の力を高めていく必要がある。プライバシーは大切であるが、介護についても隣近所の人気が気を配る（新聞がたまっているとか）など、ときには「世話」をやる。

7．介護にあたっている専門職の労働条件（賃金等）を改善していく。

## テーマ4：生涯学習

### 理想のまちの姿

～ 生涯学習活動、生きがいづくり活動が盛んなまち ～

- 1．急速に進展しつつある少子化・高齢化・情報化社会の中で、各人が自発的意思に基づいて学習する場が整備・提供されているまち。（参考：平均寿命 女性 85.33歳、男性 78.36歳 / 厚生労働省 2004.7.16 発表）
- 2．生涯学習のとらえ方は人それぞれであるが、あまり限定せずに、様々な機会の中で、楽しく学ぶことの幸せを感じられるまち。

### 実現に向けての方針

- 1．なかなか地域の活動に参加できない男性の参加を促していく
- 2．地域には定年退職をした人たちが多くいる。生きがいの面からもその人たちを活用していく
- 3．高齢者だけでなく、若い人が参加できる生涯学習活動を創り出す
- 4．若い世代と高齢の世代が互いに刺激（触発）し合う交流活動を創り出す
- 5．すべての人が、生涯のどの時期にあっても、自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境を整える

### 具体的な方法・アイデア

- 1．市内に住む「人材」を登録して活用する。（人材バンク）
- 2．男性の参加を促すために、その人たちの声を聞くとともに、経験を活かした講師としての活用等も考えていく。

- 3．放送大学や市内の大学の公開講座等を利用する。また、その際には、市民への割引制度等の優遇措置も検討する。
- 4．リーダーを養成する。ただし、同時に、その人の負担を軽減する工夫にも取り組む。
- 5．自治会を生涯学習の機会として活用する。
- 6．近くに集まれる場所を整備し、活動を活発にする。
- 7．介護や世話を必要とする家族がいても、気軽に外出できる環境をつくる。

## テーマ5：健康づくり

### 理想のまちの姿

#### ～ だれもが自分とみんなの健康を大切にすまち ～

- 1．健康は人にとって最大の「宝」である。それは心身ともに健康であることをさす。健康は単に「病気でない」状態をいうのではなく、人生に向って前進的に働きかけられる「まち」。
- 2．人は環境に支配される生き物である。それは人のみに留まるものではなく、生物すべてにいえるものである。健康に暮らせる環境づくりが何よりも大切にされる「まち」。
- 3．時代と産業構造の変化、生活習慣の変化により疾病構造も変化してきている。疾病には何らかの時代的な社会的な背景・原因が存在するものであり、基本的には社会的な責任に帰すものである。  
健康づくりには、その背景・原因を見極めることが大切であり、それを除去することに努める「まち」。
- 4．近年、いわゆる「成人病」の低年齢化により、「生活習慣病」との表現が一般化してきているが、この表現では、疾病の社会的な責任を放棄し、単に個人の「生活習慣の悪い悪い」の「個人責任論」に求める危険を秘めている。  
個人の健康志向を支援する、行政としての具体的施策が充実する「まち」。
- 5．人は誰しも病気になることを望んでいる者はいないはずである。もし不幸にして病気になった場合に、「金の切れ目が命の切れ目」とならぬように、「いつでもどこ



でもだれでもが、金の心配なくかけられる医療と福祉制度の充実」がなされる「まち」。

## 実現に向けての方針

- 1．財政の支出は住民の福祉にこそ支出する
- 2．疾病予防のために、公衆衛生・環境衛生対策を充実させる
- 3．市民健診をはじめとした各種健診事業の充実と受診率の向上を図る
- 4．各世代・性別に対する衛生・健康教育・実施講習の機会を充実させる
- 5．特に「禁煙教育」を若年層から実施し、「禁煙区域の特定と拡張」を図る
- 6．小児医療をはじめとした医療費助成制度の拡充を図る

## 具体的な方法・アイデア

- 1．住民自治の立場から、市長は積極的に国や都に福祉施策の改善を主張する。
- 2．ゴミ処理費用の有料化は環境衛生対策としては後退を招く可能性があり、無料化を継続する。
- 3．市民の参加を得て、市内の簡易窒素酸化物測定、酸性雨測定を実施するなど、環境衛生への取り組みを充実する。
- 4．地域センターなどの公共施設に「自動血圧計」などの健康測定器を備え、市民の健康への関心・取り組みを支援する。

4つのグループ提言

## B くらしグループ

### 目次

テーマ1：コミュニティ .....	25
テーマ2：安全・安心（防犯・防災）のまちづくり	27
テーマ3：勤労者対策（女性の社会進出支援など）	28
テーマ4：消費者の視点から見た商店街 .....	30
テーマ5：文化 .....	33

## テーマ1：コミュニティ

### 理想の姿

お互いに顔が見えるまちづくり。血の通った人と人のつながりがあり、地域住民がみんなであう関係をつくり、誰もが安心して生活できるまちにする。

近年、時代の変化とともに近所付き合いが希薄になり、マンションやアパートの住民は、地域の自治会にも加入していない場合が多く、また1世帯の人数も少なくなつて、人と人とのふれあいが急速に減ってきています。多くの人が、地域との繋がりがなく、地域から孤立した状態で生活しているように思われます。また地域や家庭の教育力が低下しているといわれており、子育てはとりわけ難しくなっているのではないのでしょうか。

地域で多くの人と顔見知りになり、相談も出来、安心して子育てができる環境、障害者やお年寄りにもやさしい、誰もが安心して暮らせるまちをつくっていくために、自治会、地域活動、コミュニティセンターの役割はとりわけ重要です。

### 実現に向けての方針

- 1．自治会活動を活発にする。  
小平の自治会組織率は50%くらいです。行政が、自治会を育てる立場で援助すること。市民は積極的に自治会に参加すること。
- 2．自治会、地域活動、サークル活動など市民の自主的な活動の拠点となり、地域住民の交流の場として大きな役割を果たしている地域センターは、市民のすぐ身近にあることが望ましいが、さしあたっては、当初計画にあった、小川町二丁目、小川町一丁目、鷹の台地域に早急につくること。
- 3．小平では、公民館、地域センターの運営は市が行っており、市民は市の企画に参加したり、会場を借りて催しものや、サークル活動などをやるという市による場所（会場）の提供というかたちになっている。市民が主体的に運営に関わり、さまざまな活動、イベントなど市民自らが作り育てていけるようにコミュニティセンターを立ち上げること。

### 具体的な方法・アイデア

- 1．自治会活動を活発にするため、また新たな自治会をつくるためにも自治会連絡会をもち、行政の支援を受け、小平の自治会の組織を増やし、活発にする手立てを考える（「自治会活動の手引き」の作成や自治会づくり応援隊のようなものをつくる等）

- 2．地域センター併設でコミュニティセンターを立ち上げ、自治会と、地域センター利用団体、地域住民が参加して、運営委員会を確立する。
- 3．地域センターにパソコンを設置し、インターネットにつなぎ、常時指導員（ボランティアの協力も考えて）を置いて、いつでも誰でも利用できるようにすること。子どもたちにパソコンの健全な利用を指導することが出来る。高齢者の生活を豊かに便利にする手助けが出来る。市民の多くがパソコンを使えるようになれば、コミュニケーションも飛躍的に拡大する。
- 4．地域センターが、交流の場所として地域住民がいつでも、誰でも気軽に出入りできるように、空き施設は開放する。
- 5．新たにつくる地域センターは、地域住民の要望を重視し、児童館や学童保育所の併設など、地域の子どもからお年寄りまで交流の場として利用しやすい充実したものにすること。

### 行政との役割分担

- 1．施設の増設（地域センター、児童館） 拡充は行政がやり、運営には市民が主体的に関われるようにすること。
- 2．市民は、積極的に運営に参加し、行政と協力しながら地域で生き生きしたコミュニティ活動を展開していくこと。

#### <用語の解説>

コミュニティ：

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。(広辞苑より)

公民館：

公設公営、市職員がリードする。社会教育法に基づいて設置されたもの。教養の向上、健康の増進、情操の純化等の利用という法的規制を受ける。9月時点で小平市内に10カ所（10月には1館オープン予定）。

地域センター：

公設公営、市職員はリードしない。条例において設置されたもの。高齢者、児童などの市民相互の交流・市民福祉の向上を目的とする。比較的ゆるやかな運営。小平市内に17カ所。

コミュニティセンター：

公設民営、市民が主体的に参加、企画、運営を行っていく施設。小平市内にゼロ。

## テーマ2：安心・安全（防犯・防災）のまちづくり

### 理想の姿

地域住民の防犯・防災力を高めるためには、市当局の強力なリーダーシップが不可欠であり、町内会の枠を超えて地域に根ざした防犯・防災のマスタープランを作成、防災力のあるコミュニティを育成し、防犯・防災に対する自助・共助の精神と行動力を持った市民がいるまち。

### 実現に向けての方針

市当局の防犯(例えば防犯パトロール)、防災の施策は自治会、自主防災会との連携がなされていない面が多い。

- 1．市と自治会、自主防災組織の連携を深める施策と実施
- 2．自主防災組織の活性化、自助・共助の修得、能力向上
- 3．自主防災組織未組織地域にたいする組織の立ち上げ育成、支援

### 具体的な方法・アイデア

- ・警察は発生犯罪に対する取り組みに重点を置き、防犯に対する地域住民との十分な連携をとる
  - ・何時起きてもおかしくない、首都直下型地震の発生に対する市と市民との一体となった対策の確立
- 1．小学校単位での防犯・防災のための誰でも気軽に参加出来るコミュニティの立ち上げとPR、(情報の共有、「防犯・防災意識」の定着・高揚)。
  - 2．防災ベルトの確立 グリーンロード、保存林、農地、駐車場、学校のオープンスペースの活用。
  - 3．市民の自助・共助の考え方、防災能力の修得、向上。
    - ・実績ある自主防災会の見学、勉強会実施。
    - ・普通救命講習(中学生対象)上級救命講習(成人、市、防災組織対象)の実施。
  - 4．要救助者リストの作成をし(ハンディキャップを持つ人、高齢者等)災害時に備える。

5. 自主防災組織のネットワーク化を図り電気・水道・ガスのライフライン関係、保健所、病院との協調体制の構築と地域毎の訓練を重ね役割分担の確認をし、マンパワー、機動力の充実を図る。
6. 自主防災組織と企業自主防災組織、防災団体との協力体制の確立。
7. 市当局の縦割り行政が市民の協力を阻害している。  
市の防災安全課が警察、消防、防災機関との窓口として連携を深め、市民との協調体制を確立する。

### 行政との役割分担

1. 市当局は、市民に対し自助・共助がいかに必要かを継続的にPRし自主防災組織の立ち上げ育成、活性化を物心両面で促進し、小平市地域防犯・防災計画を市民の意見を入れ作成、実行する。
2. 市民は「我がまちは、自分達で守る」との意識を持ち、地域活動に積極的に参加、地域ぐるみの助け合いのコミュニティを構築する。
3. 災害発生時の行政の緊急対策を強化する。

## テーマ3：勤労者対策（女性の社会進出支援など）

### 理想の姿

1. 男女の差別なく仕事を得ることが出来、さまざまな立場から政策・方針決定に参加し、能力が発揮できて自己実現がされ、達成感が得られること。
2. 多様な就業形態に対し働きに応じた賃金等が実現すること。
3. 家庭責任を男女が担うことが出来るために、育児休業制度の導入と取得率の向上、労働時間の短縮など、バランスの取れた職場環境。多様な価値観、発想を持った対応力に優れた柔軟な社会。

### 実現に向けての方針

1. 日本は今までは男性中心に組織された社会で、女性は補助職的な仕事や女性に多

い仕事は賃金も低い慣習がなかなか変化しなかった。しかし、現在は、日本の経済社会環境の変化と世界的な流れの中で、女性の進出が求められている。21世紀職業財団の昨年1～2月の調査によると、女性が活躍する会社は業績もアップと言う結果が出ている。小平市でも市民の活性化のためにも、女性職員の課長職への昇格を増やす。

2. 小平は農業地域でもあり、農業に従事している女性、また、地域においても女性の進出は多様化し、起業、SOHOや、NGO、NPOの参加がある。しかし、いまだに女性の肩にかかってきている家事・育児・介護を男女で担えるようにする。そのためには地域社会の役割としてサービスを充実させ、社会進出を支援していく。

### 具体的な方法・アイデア

1. 平成15年3月14日に次世代育成に関する当面の方針が少子化対策推進関係閣僚会議で決定された<全ての働きながら子育てをしている人のために>によると、「男性を含めた働き方の見直し」とあり、子育て期間における残業時間の見直し等。<子育てしているすべての家庭に>「地域における子育て支援の充実」子育て中の親が集まる『つどいの場』づくり、子育てを支援する生活環境の整備、等が発表されている。

小平市の人口構成は25歳～44歳が、多くを占めていることから、勤労者が多いことを示している。少子化（出生率1.29%）の解決のためにもゼロ歳児からの保育所の増設や学童保育を増やすこと。設備を充実させることが急がれる。

特に、花小金井駅周辺はマンションの建設ラッシュである。そこで、将来的にはかなり働く層が増えてくる。北口開発計画の中に保育所の建設を加える。

2. 夏休み対策としてサポートシステムを充実させる。林間学校の開設。宿泊施設の完備と日帰りのためのシャトルバスを運行する。
3. 女性の就労の機会を増やし、従来女性が就労していなかった分野などへの女性の進出を促進する。そのための職業訓練所や職業教育を充実させる。
4. 教育の場で男女共同参画を教材にする。男女混合名簿の実施（小学校のときから男女平等感覚が育つ）。家庭生活や職場での旧来の男女の役割分担を改め平等分担の教育をする。父母参観・父母会に参加できるよう、小平市内の企業に休暇の奨励をする。
5. 高齢化社会に向けて高齢者のケアセンター（ショートステイ・ロングステイ）

や特養を含む老人ホーム、社会復帰に向けての訓練所の増設。介護サービスの充実と時間で受けられるようにヘルパー回数券の発行。生涯を通じた健康のチェックシステムの充実。

### 行政との役割分担

1. 男女の働く場の労働条件を平等にし、家事の役割分担を平等にするためには、小平市のアクティブプラン 21 を進めた形での、男女共同参画基本条例の制定が望まれる。条例策定に向けての会議を開設する。  
(平成 16 年 8 月 5 日内閣府は「男女共同参画計画」(平成 17 年度)の改定について、会議の開催の発表をした。)
2. 小平市児童女性部青少年・男女平等推進課発行の冊子「ひらく」での広報や、「小平女性のつどい」の講演会・学習会などで、男女共同参画を広め地域を活性化させていく。

## テーマ 4：消費者の視点から見た商店街

### 理想の姿

商店街が地域住民の生活を支える生活施設(郵便局・病院・学校・保育園・図書館・地域センター・交番・消防署等)の一つとして存続することが理想の姿である。

しかし、現在は消費流通の変化、消費者行動の変化、それらを踏まえた商店街の転換と新たな消費流通が求められているなかで、思いきった業種の転換などが図れず、店舗を明け渡してしまった店もある。

今後は、商店街全体として業種・店舗構成を見直したり、コミュニティビジネス等のベンチャービジネスとの共栄共存を図るなど、理想の商店街が本来持っていた地域住民の生活を支える機能を地元住民の視点で再構築することで商店街と地域住民との交流を深められる、緑豊かな田園都市としての街。

### 実現に向けての方針

理想の姿の実現には以下の方針で取り組むことが望ましい。

1. 商店会が主導的な役割を担い、多くの地元住民の協力をえて事業計画を立てる。
2. 地元住民(地元のシニア・ボランティア団体、NPO、地域の各種サークル団体)は、まちづくりの主体者として商店会と連携・協同して、将来誰もが迎えることに



なる高齢者の生活を支える施設として必要な商店街の新しい機能の構築に協力する。

- 3 .大型ショッピングセンターやスーパーマーケット、ドラッグストアにも対抗できる、特徴ある品揃えときめ細かなサービスを考える。
- 4 . 商店街内の空き店舗を積極的に活用する。
- 5 . 実施に当たっては東京都や国の助成制度の活用も検討する。

### 具体的な方法・アイデア

- 1 . 空き店舗を活用して地域住民に役に立つ場所（コミュニケーション広場）を提供し、以下のような学習会を開催し、商店会と地域住民、地域住民同士の交流を図るようにする。コーヒーやお茶のサービスがある楽しい場所にする。
  - ( 1 ) 店主が先生になる学習会（魚のさばき方・コーヒーの入れ方・写真の撮り方等）
  - ( 2 ) 地元のシニアが先生になる学習会（パソコン・デジカメ・園芸・健康・環境等）
- 2 . 空き店舗を活用した一坪ショップ（趣味の店）を開設し、商店街に賑わいを演出する。地域の趣味のサークル、例えば園芸教室、手芸教室、などのグループや個人に展示・販売のスペースを一坪単位で貸し出す。お友達が応援や買い物に訪れ賑やかになる。また、将来、本格的に起業・創業を目指すグループや個人に対しては専門家による個別経営支援も受けられるようにする。
- 3 . 空き店舗を商店会が借り上げ、コミュニティビジネスの創業や起業を目指す人や、ベンチャー企業の事務所（SOHO）として提供する。入居者に対しては専門的経営支援が受けられるようにする。将来は、商店街とビジネス街が共存する「コンパクトで豊かな田園都市構想」を実現する。
- 4 . 大型店の進出等の影響で、生鮮3品（野菜・魚・肉）の店舗が欠落してしまった商店会については、例えば、魚屋の場合で言えばスーパーや大型のショッピングセンターでは扱っていない魚を産地直送で仕入れたり、お客さんの目の前で購入した魚を手際よくさばいて見せるなどのサービスが差別化になる。めだかが鯨と戦うにはこれしか方法がない。東久留米の商店会の元気な魚屋はこれをやっている。
- 5 . 業種構成(テナントミックス)の改善などにより、商店街の賑わいを創出する。
- 6 . 地域住民を対象に宅配事業を行う。地域住民の高齢化がすすんでいるなかで、高

齢者にとって、購入した物を自宅まで持って帰るのは大変である。商店会が宅配を行えば、有料でも有難いと思われる。これまで、試行しても本番で成功している事例はまだ少ない。外部の業者任せでなく、自らが運営してノウハウを蓄積する必要がある。東久留米ではチャレンジしている商店会がある。ニーズが見えてくればコミュニティビジネスとして商店会と地域住民が連携して事業化する可能性もある。

7. 商店会が中心になり、恒例のお祭りや、歳末の福引抽選売り出し以外にも季節にマッチしたイベントを企画し、地域住民の協力・参加を得て実施する。例えば、春の植木市や秋のフリーマーケットの開催等
8. 来街者のためには、商店街にある駐車場の位置を商店街の入り口に案内板を設置したり、商店街マップを作る等で案内する。

## 行政との役割分担

1. 市当局としてまちづくりの一環としての商店街（商店会）振興の基本的方針を明確に打ち出し、振興を計画的に実行するための事業予算を確保する。

### コラム：ある提案

『商店会への助成にあたっては、限られた財源を有効に使うために、やる気のある商店街に重点配分するような工夫が必要である。例えば、事業計画を作成させて、商店会同士で競わせる等である。成功事例を作ることが出来れば他の商店会への大きな刺激になる。』

（「やる気」や「重点配分」の判断基準や透明性、公平性については、十分に議論の余地がある。）

2. 商店街振興については何と言っても商店会が主導的役割を担う必要があるが、地域住民（消費者）もまちづくりの主体者として、自らの生活を支えるまちづくりのために商店会と連携・協同していく役割を担う。

## テーマ5：文化

### 理想の姿

『美しく優しい文化都市小平をめざして』

文化とは、人間が生きていくための元気の源として育まれてきた、様々な活動であり成果です。私たちは、人間が人間らしく前を向いて生きていけるように、遠い祖先からつながる文化を、受け継ぎさらに発展させていかなければなりません。

けれども、現代の経済至上主義の風潮の中で、お金儲けのためなら何でもあり、自分さえよければ他人にまでかまっていられない、といったおよそ文化的でない状況は、日々の痛ましい事件や悲しいニュースに現れるような深刻な事態に至っています。

今一度、人は一人では生きていけない、お互いの理解と協力でこそ豊かな生活が築けることを心に留め、そのためにできることを見つめ直していける街。

### 実現に向けての方針と具体的アイデア

#### 1．生活文化の推進

##### (1) 在宅ワークと生活文化の整合性をはかる

在宅ワーカー同志の家庭的ネットワークを築く。また、ケーブル回線の利用などで他家庭と繋がり合うマルチメディア住宅を展開する。その際、特に子供のパソコン使用についての管理に留意しなければならない。

##### (2) 生活文化推進のために

家庭間の結びつきだけでなく、地域の施設を利用した個人が自由に参加できる場を設ける。たとえば、地域センターでのコミュニティ美術展・商店街直営の寄席・一芸小平さん等の設営推進・私塾を離れた高齢者や子育て主婦のための生涯学習活動への助成など

#### 2．青少年の文化活動への支援

##### (1) 本物の芸術に触れる学校教育の重視

東京都内にたくさんある美術館・劇場・コンサートホールへ出かけて本物の芸術文化との出会いによる感動を得られるような助成をする。

##### (2) 音楽スタジオの確保・開放

地域センターに防音室を造る程度のもので、地域ごとにあれば、青少年の活動に大きな励ましとなる。

##### (3) 気軽に出来るスポーツ団体・グループの交流をはかる

小規模のスポーツグループ等も登録制にして、グループ間の交流が図れるようにネットワーク化する。ミニトーナメントの実施など支援をする。

3．市民レベルの国際交流と平和都市小平としての活動の育成

(1) 各種ボランティア団体の活動を地域に根付かせる

ボランティア団体・グループの交流を可能にできるようネットワーク化する。また、その地域の自治会や地域センターと連携して活動を根付かせるよう、イベントの合同開催や交流を図る。

4．市民に開かれた公共施設に

(1) ルネこだいらの施設利用料をもう少し引き下げる

- ・市民主催の催し物についての特例措置・規制の緩和
- ・キャンセル料の常識範囲までの引き下げ等
- ・駐車場・食堂サービス設備の増設
- ・市民が使いやすい会議室の利用料と利用時間にする。

(2) 元気村おがわ東の駐車場の増設と食堂の新設